

**第76回（第77回冬季）国民体育大会近畿ブロック大会における
新型コロナウイルス陽性者（疑いを含む）の対応の基準**

I 体調不良者発生時の対応

1 全般

(1) 定義

- ・体調不良者は、発熱（37.5℃以上）又は健康調査票の各項目の症状が確認できる者とする。

(2) 対応

①医療機関等への電話相談

- ・府内居住者はかかりつけ医等の地域で身近な医療機関「大阪府診療・検査医療機関」、府外居住者（近畿ブロック大会に参加するため府内の宿舎に宿泊する者）は、最寄りの「新型コロナ受診相談センター」へ電話相談し、指示を受ける。

※大阪府診療・検査医療機関及び新型コロナ受診相談センター一覧は別添のとおり。

- ・大阪府診療・検査医療機関又は新型コロナ受診相談センター（以下、「診療・検査医療機関等」という）へ電話相談した場合、電話した旨及び受けた指示について、競技担当責任者又は大会実施本部に報告する。
- ・各競技担当責任者は、診療・検査医療機関等へ電話相談した報告を受けた場合は、速やかに大会実施本部へ報告する。
- ・大会実施本部は、診療・検査医療機関等へ電話相談した報告を受けた場合は、速やかに各競技担当責任者及び日本スポーツ協会ならびに大阪府保健医療室感染症対策企画課へ連絡する。

②会場における準備

- ・競技会場においては、体調不良者が確認された場合に備え、会場内に隔離できる部屋又はパーティションで仕切ったコーナー（以下、「隔離室」という）を設ける。
- ・隔離室には、医療用個人防護具（マスク、手袋、フェイスシールド等）を常備する。

③感染が確認された場合

- ・会期中に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者があった場合は、速やかに主催者会議を開催し、大会継続の可否を検討する。
- ・感染が確認された者は、大阪府内の宿泊療養施設への入所や入院など管轄保健所の指示に従い、療養する。

2 競技会場

(1) 受付

- ・競技会場の受付にて体調不良者を確認した場合は、会場内への入場を許可せず、帰宅又は帰宿さ

せる。

- ・診療・検査医療機関への移動は、原則、本人又は選手団の責任で行う。
- ・受付担当者は、入場を許可しない者があった場合は、速やかに競技担当責任者へ報告する。

(2) 会場内

- ・競技会場には、体調不良者を隔離できる隔離室を最低1箇所以上用意しておく。なお、隔離室は、常設の救護所とは別に確保する。
- ・競技担当責任者は、体調不良者の対応担当者を決めておく。
- ・体調不良者に対応する者は極力制限（できるだけ担当者1名）し、対応時に必ずマスク及びフェイスシールド、手袋を着用する。
- ・担当者は、体調不良者を隔離室に隔離するとともに、選手団帯同スポーツドクターや救護所スタッフと協議し、診療・検査医療機関等に相談し、指示を受ける。
- ・診療・検査医療機関への移動は、原則、本人又は選手団の責任で行う。
- ・隔離室は窓を開放するなど可能な限り換気を行い、体調不良者が退室した後は、接触部分（ドアノブ、机、椅子など）を消毒する。

3 宿舎

- ・宿舎又は自宅において、体調不良者（競技会場の受付において、帰宅又は帰宿を促された者を含む）が確認された場合は、診療・検査医療機関等へ電話相談し、指示を受けるとともに、下記「参加者区分別報告先」のとおり、診療・検査医療機関等へ電話した旨及び受けた指示について報告する。
- ・宿舎では、体調不良者は、客室内に待機するとともに、体調不良者と同部屋に宿泊している宿泊者は別室に移動し待機する。
- ・宿泊施設は、体調不良者に対応する従業員を極力制限し、対応時には必ずマスク及びフェイスシールド、手袋を着用する。
- ・診療・検査医療機関への移動は、原則、本人又は選手団の責任で行う。

4 会期後

- ・一般観覧者のうち、会場地を出た日の翌日から14日の間に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者は、下記「参加者区分別報告先」のとおり、本人又は所属を通じて、速やかに報告する。
- ・競技担当責任者が感染者の報告を受けた場合は、速やかに大会実施本部へ報告する。
- ・大会実施本部は感染者の報告を受けた場合は、速やかに日本スポーツ協会及び大阪府保健医療室感染症対企画課へ連絡する。

【参加者区分別報告先】

参加者区分	会期中の報告先	会期後の報告先
監督・選手・コーチ	競技担当責任者	大会実施本部
選手団本部役員	大会実施本部	大会実施本部
大会役員	大会実施本部	大会実施本部
競技会役員、競技役員	競技担当責任者	競技担当責任者
招待者	競技担当責任者	競技担当責任者
報道員	大会実施本部	大会実施本部
施設管理者	競技担当責任者	競技担当責任者
運営委託業者	競技担当責任者	競技担当責任者
一般観覧者	競技担当責任者	競技担当責任者

【報告先電話番号】

大会実施本部（会期中・会期後とも） 06-6643-5234

II 感染者発生周知方法

- ・大会期間中又は大会終了後から会場地を出た日の翌日から14日の間に、大会関係者及び一般観覧者の中に、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、大会公式Web上に、感染者が滞在した可能性のある競技名、会場、日時、区分、概要等を記載する他、大会実施本部から、以下のとおりメールにて連絡を行う。

区分	連絡先
監督・選手・コーチ	選手団（都道府県体育・スポーツ協会担当者）
選手団本部役員	選手団（都道府県体育・スポーツ協会担当者）
大会役員	本人又は所属担当者
競技会役員、競技役員	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
招待者	本人又は所属担当者
報道員	本人又は所属担当者
施設管理者	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
運営委託業者	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
一般観覧者（上記以外）	個別通知は行わない。（事前に大会公式Web上に掲載する旨を周知）

診療・検査医療機関一覧

1 診療・検査医療機関【府内居住者】

かかりつけ医又は大阪府公式 Web に掲載する大阪府診療・検査医療機関。

【相談窓口】

専用電話 06-6944-8197

ファクシミリ 06-6944-7579

【相談受付時間】

午前9時から午後6時まで（土曜・日曜・祝日も対応）

※一般的な質問は大阪府ホームページ等を参照してください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html>

(QRコード)



2 新型コロナ受診相談センター一覧（令和2年11月24日現在）

土日祝日を含め、終日つながります

センター名	電話番号	FAX
大阪府池田保健所 大阪府茨木保健所 大阪府守口保健所 大阪府四條畷保健所 大阪府藤井寺保健所 大阪府富田林保健所 大阪府和泉保健所 大阪府岸和田保健所 大阪府泉佐野保健所	06-7166-9911	06-6944-7579
大阪市保健所	06-6647-0641	06-6647-1029
堺市保健所	072-228-0239	072-222-9876
高槻市保健所	072-661-9335 ※050-3531-5598	072-661-1800

センター名	電話番号	FAX
東大阪市保健所	072-963-9393	072-960-3809
豊中市保健所	06-6151-2603 ※050-3531-0361	06-6152-7328
枚方市健康福祉部	072-841-1326	072-841-5711
八尾市保健所	072-994-0668	072-922-4965
寝屋川市保健所	072-829-8455	072-829-1247
吹田市保健所	06-7178-1370 ※050-3531-5598	06-6339-2058

※休日等の時間外に電話をされた際は、自動ガイダンスに切り替わりますので、指示に従ってください。

なお、※の電話番号がある保健所は、休日等の時間外に繋がる専用番号です。

3 大阪府保健医療室感染症対策企画課

電話番号 06-6941-0351（府庁代表） 内線 2653, 2697

F A X 06-6941-9323